

65歳以上の皆様へ 令和8年度介護保険料についてのお知らせです

●お問い合わせ 税務課 ☎0973-76-3803

1 介護保険料の算定について ～税制改正に伴う特例措置のお知らせ～

令和7年度の税制改正により「給与所得控除」の最低保証額が55万円から65万円に引き上げられましたが、令和8年度の介護保険料については、制度を安定して運営するため、**改正前の基準を用いて計算する**取り扱いを行います。

給与収入額が変わらなければ、介護保険料は令和7年度と同額になります。

※税制改正により住民税が「非課税」となった場合でも、介護保険料の算定上は「課税」とみなされ、保険料の段階が変わらないことがあります。

【具体例】

単身世帯、令和7年中の給与収入が100万円で、ほかの収入がない場合。

	合計所得金額	課税区分
住民税	35万円(給与所得控除額65万円)	非課税
介護保険料	45万円(給与所得控除額55万円)	課税(第6段階)

※給与収入のみの場合九重町では103万円までが住民税非課税となりますが、介護保険料においては従来通り93万円までを非課税ラインとして扱います。

■対象となる方

第一号被保険者本人及び同じ世帯の方で、以下の条件をどちらも満たす方

▶令和8年1月1日及び令和8年4月1日時点で九重町に住民登録がある。

▶令和7年中(令和7年1月～12月)の給与収入が55万1000円以上190万円未満である。

※上記に当てはまらない方は、影響を受けません。

■特例減免について

令和7年度・令和8年度のどちらも住民税非課税の方については、上記の特例措置の取り扱いを行わず算定した保険料となるように特例減免を適用します。

※住民税の情報をもとに自動適用するため、申請は不要です。

※特例減免対象者については、あらかじめ減免を適用した後の保険料を通知します。

2 介護保険の判定基準が変わります ～年金額の改定に合わせて基準額を引き上げます～

令和8年度から、介護保険料の算定や各種負担区分を判定する際の基準額(合計所得金額等)が、これまでの80.9万円から82.65万円に見直されます。

これは、国の年金支給額が増額されたことに伴い、収入が増えたとみなされて保険料や利用料の負担区分が上がってしまうことを防ぐための措置です。

▶判定基準変更後の介護保険料の段階表(一部)は7Pに記載

判定基準変更後の介護保険料の段階表(一部)

所得段階	対象者	基準額に対する割合	年額保険料
第1段階	●生活保護を受給している方 ●老齢福祉年金の受給者で本人及び世帯全員が住民税非課税の方 ●本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が82.65万円以下の方	0.285	20,340円
第2段階	●本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が82.65万円超120万円以下の方	0.485	34,620円
第4段階	●本人は住民税非課税(世帯に課税者がいる)で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が82.65万円以下の方	0.9	64,260円

※令和8年度より変更となっている箇所に を行っています。ご確認ください。

所得段階が1段階、2段階、4段階以外の方については変更はありません。

令和8年度 物価高対応子育て世帯生活支援給付金事業の実施について

●お問い合わせ 健康・子育て支援課 ☎0973-76-3828

昨今の物価高騰により食費や生活費に与える影響が大きくなってきています。そのため、子育て世帯に対し、子どもの健康状態や生活環境、食事機会の確保を支援し、子どもたちの健やかな成長を応援するため「令和8年度 物価高対応子育て世帯生活支援給付金事業」を実施します。

■対象者

- (1) 令和8年度5月分の児童手当の受給者(九重町が支給する児童手当の受給者または九重町に住所を有する公務員の受給者)
- (2) 基準日(令和8年5月31日時点)に九重町に住民票があり、令和8年5月1日以後、令和9年2月28日までに出生した児童の父母等

■対象児童

- (1) 令和8年5月分の児童手当に係る支給対象児童
- (2) 令和8年5月1日から令和9年2月28日までの間に出生した児童

■支給額 対象児童1人あたり5,000円

■支給方法

▶本町から児童手当を受給している方

申請は不要です。令和8年7月28日に児童手当の指定口座へ振り込みます。

▶公務員の方で勤務先(所属庁)から児童手当を受給している方

申請が必要です。健康・子育て支援課の窓口で申請をすることができます。

申請期間：8月1日から10月31日

▶対象児童の(2)に該当する方

申請が必要です。健康・子育て支援課の窓口で申請をすることができます。

申請期限：児童の出生の日から1か月以内

詳しくは、健康・子育て支援課までお問い合わせください。

「救急車を呼んだほうがいい？それとも病院？」 迷ったら相談！ ～＃7119・＃8000～

●お問い合わせ 健康・子育て支援課 ☎0973-76-3838

令和7年7月に大分県救急安心センター運営事業「＃7119」の運用が始まりました。看護師等が、緊急性の有無や応急手当の方法、適切な医療機関などについて助言します。こどもを対象とした救急電話相談は「＃8000」です。

■大人の場合（概ね15歳以上）

大分県救急安心センター

＃7119 または

097-532-7119



■こどもの場合（概ね15歳未満）

こども救急電話相談

＃8000 または

097-503-8822



■受付時間 平日・土曜日 午後7時～翌朝8時
日曜日・祝日 午前8時～翌朝8時（お盆・年末年始を含む）

※この電話相談は、病気の診断・治療をするものではなく、判断の参考としていただく助言をするものです。

※相談料は無料ですが、通話料はご負担いただきます。

※緊急時には、ためらわず119番で救急車を呼んでください。



今回の広報7月号と一緒に、「＃7119」と「＃8000」の貼付用ラベルを各世帯に配布しています。以前の「ここのえ健康ダイヤル」のマグネットがあるご家庭では、上からラベルを貼ってご利用いただけます。

※「ここのえ健康ダイヤル」は、令和8年3月31日でサービスを終了しています。

総合健診の振替日程について

●お問い合わせ 健康・子育て支援課 ☎0973-76-3838

6月25日(木)、26日(金)に大雨により中止になった総合健診について、以下のとおり振替日程を設けます。検診セットをお持ちの方は、改めての予約は不要です。

■日時 8月19日(水) ■会場 南山田公民館 ■受付時間 午前8時30分～午前10時30分

私たちが九重町の母子保健推進員です！

●お問い合わせ 健康・子育て支援課 ☎0973-76-3838

母子保健推進委員は赤ちゃん訪問、教室や健診の支援、学習会などの活動を通して地域に密着した母子保健事業を推進しています。

令和8年度から2年間の任期で、9名の方が依頼されましたのでご紹介します。

東飯田地区	野上地区	飯田地区	南山田地区
湯浅 三恵	河野 安代	箴嶋 リエ	麻生 明美
藤原 なるみ	岡村 京華	軸丸 あずさ	麻生 露
		中島 富美恵	

秘密の厳守 母子保健推進員は、活動で知り得た個人情報等の秘密を絶対に口外しません。

町営書曲更新住宅の入居者を募集します

●お問い合わせ 建設課 ☎0973-76-3811

町営書曲更新住宅

住 所： 九重町大字松木156番1

募 集 戸 数： 5戸 (3LDK 3戸、2DK 2戸)

住宅使用料等： 住宅使用料は所得によって決定します。

駐車場使用料： 1,000円／月 (1台分)

そ の 他： 入居には所得制限等の要件があります。

IHクッキングヒーター (20A措置タイプ) が必要

※募集要項は役場建設課の窓口及び九重町ホームページにてご確認ください。

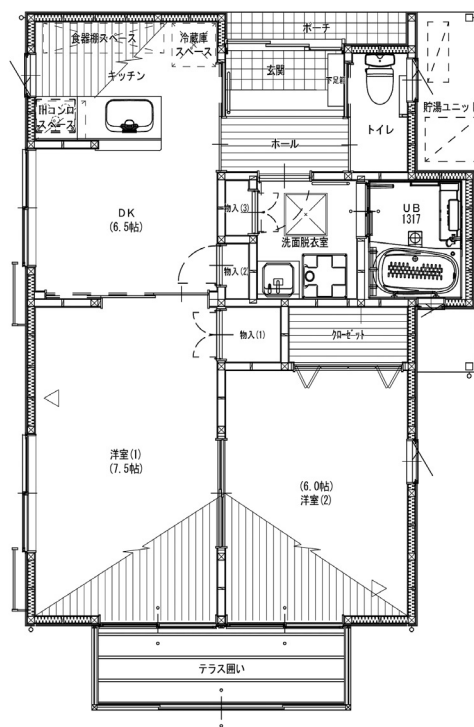
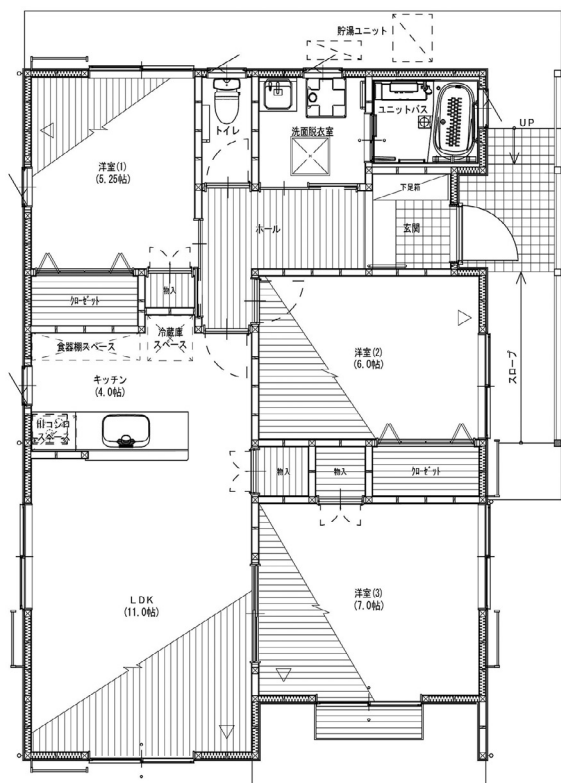
入 居 予 定 日： 令和8年9月1日



3LDK 外観写真



2DK 外観写真



町営住宅等の入居者を募集します

●お問い合わせ 建設課 ☎0973-76-3811

町営住宅

松岡台住宅

住 所： 九重町大字右田3150番地
募 集 戸 数： 一般世帯向け5戸（3LDK）2階及び3階
そ の 他： IHクッキングヒーター（20A措置タイプ）が必要
住宅使用料等： 住宅使用料は所得によって決定。
駐車場使用料： 1,000円／月（1台分）



青山住宅

住 所： 九重町大字右田785番地の1
募 集 戸 数： 一般世帯向け2戸（3LDK）2階及び3階
住宅使用料等： 住宅使用料は所得によって決定。
駐車場使用料： 1,000円／月（1台分）



豊後中村住宅

住 所： 九重町大字右田687番地
募 集 戸 数： 一般世帯向け1戸（3LDK）
そ の 他： IHクッキングヒーター（20A措置タイプ）が必要
住宅使用料等： 住宅使用料は所得によって決定。
駐車場使用料： 1,000円／月



地域優良賃貸住宅

奥野住宅

住 所： 九重町大字右田2022番地の1
募 集 戸 数： 新婚・子育て世帯向け1戸（3LDK）
そ の 他： IHクッキングヒーター（20A措置タイプ）が必要
住宅使用料等： 78,000円／月
駐車場使用料： 1,000円／月（1台分）
基 本 減 額： 次のいずれかの条件を満たす方は、基本住宅使用料から28,000円／月を減額。
(1) 入居時点において新婚世帯で、かつ、入居日から5年を超えていない世帯又は妊娠している者がいる世帯。
(2) 入居時点において子育て世帯又は新婚世帯で、かつ、同居の子が規則で定める学校に在学しており、18歳に達する日以後の最初の3月31日を迎えていない世帯。



申込みについて

募集期間：令和8年7月17日(金)～令和8年7月31日(金) 平日 午前8時30分から午後5時まで
申込書提出先：九重町役場2階 建設課窓口まで

- 入居は令和8年9月1日からの予定となります。
- 敷金(入居時住宅使用料の3月分)を入居手続きの際に納入が必要です。
- 申込みには、所得制限等の要件があります。応募が多数の場合は抽選会を行います。
- 申込書は建設課(役場2階)に用意しています。九重町ホームページからもダウンロードできます。
- 町営住宅の使用制限措置に基づき、暴力団関係者と判明した場合は、入居できません。
- 入居後、住宅使用料・光熱水費と別に共益費が必要となります。
- その他、個別での確認事項がありましたら担当課までお問合せください。



▲九重町HP

防災・見守りマップづくりについて

●お問い合わせ

地域共生支援課

☎0973-76-3821

九重町社会福祉協議会

☎0973-76-2500

近年頻発する自然災害等の「非常時の備え」と「日頃からの支え合い」について、地域のみなさんで一緒に考えてみませんか？

この取り組みは、地域の方々が集い、大きな地図に災害危険箇所や日頃の見守り状況など、防災と支え合いに必要な情報を記入することで、自分が住んでいる地域について、改めて情報共有することができます。

このマップづくりを行うことで、災害時の危険箇所確認や避難のタイミングについて、理解を深め、防災意識を高めることができるとともに、これからもお互いが支え合う地域づくりにつながります。

申込みについては、地域の区長をとおして、九重町役場地域共生支援課または九重町社会福祉協議会までお問い合わせください。



元気なうちから介護予防！ あなたも一度参加してみませんか？ ～【9月～11月】介護予防教室「ほほ笑み教室」参加者募集のお知らせ～

●お問い合わせ

地域共生支援課

☎0973-76-3821

年齢を重ねると、足腰の筋力が低下し、ちょっとした段差でつまずいたり、転びそうになったりしませんか？

いつまでも自分らしく元気に生活するために、運動、栄養、口腔などの介護予防について学ぶ教室です。送迎が必要な方は実施事業所が送迎をしますので、会場までの移動も安心です。

■対象者 九重町にお住いの65歳以上の方（介護保険サービスを利用していない方）

■定員 各会場 15名 ■費用 無料

8月初旬までにお申込をお願いします。
ご参加お待ちしております！

期 間 頻 度	時 間	会 場	実施曜日	実施事業所
週に1回 3ヶ月間 (全11回)	午前10時～12時	南山田公民館	火曜日	九重町 社会福祉協議会
		飯田公民館	水曜日	
	午前9時30分～ 午前11時30分	野上公民館	木曜日	ケアポート溪和
		東飯田公民館	木曜日	



「くじゅうフェス2026」の開催について

●お問い合わせ

観光・地域振興課

☎0973-76-3150

自然にふれあいながら楽しんでいただくイベントを開催します。ぜひご参加ください！

●日時 令和8年8月2日(日) 10:00～16:00 ※少雨決行

●場所 長者原園地(長者原ビジターセンター向かいの芝生広場)

●入場料 無料 ※一部体験や販売ブースは有料

●内容 予定 ◎マーケットブース ◎展示・体験のワークショップブース

飲食・雑貨等の販売 鳥の巣箱づくり、ボルダリング・スラックライン体験等

◎くじゅう山歩きプログラム 【要予約・定員あり】

◎タデ原湿原でのわくわく体験プログラム 【要予約・定員あり】



詳細はコチラ
(九重町HP)

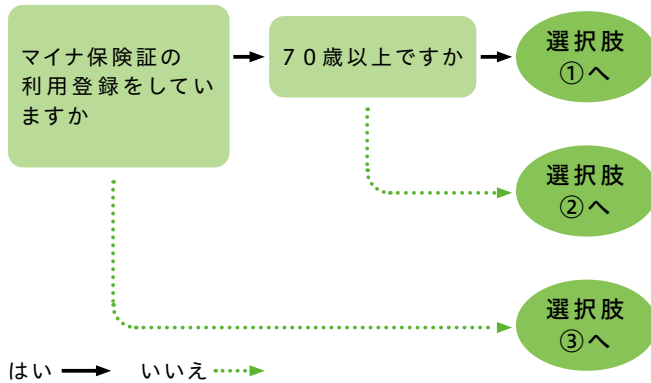
国民健康保険・後期高齢者医療保険にご加入のみなさまへ

●お問い合わせ 地域共生支援課 ☎0973-76-3821

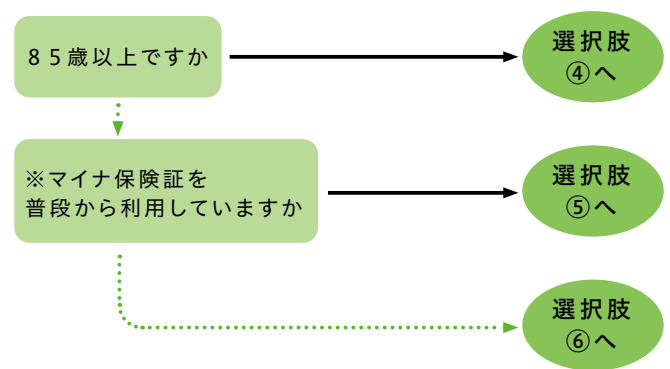
現在お持ちの資格確認書の有効期限は令和8年7月31日です。

加入している保険・年齢によって手続きなどが異なりますのでご注意ください!

▶ 国民健康保険加入の方



▶ 後期高齢者医療保険加入の方



※「マイナ保険証を普段から利用されている方」は、以下の条件をともに満たす方です。
①過去1年間で6回以上マイナ保険証を利用されている方
②概ね直近3か月以内にマイナ保険証を利用されている方

① 70歳以上75歳未満でマイナ保険証を利用されている方

負担割合が変わることがあるため、新しく資格情報のお知らせをお届けします。マイナ保険証と一緒に持ちください。

② 0歳から69歳でマイナ保険証を利用されている方

これまでどおりマイナ保険証で受診してください。マイナ保険証で資格確認を行えなかった場合、現在お持ちの資格情報のお知らせを提示してください。

資格情報のお知らせの再発行が必要な場合は役場地域共生支援課までお問い合わせください。

③ 国民健康保険の被保険者でマイナ保険証を利用されていない方

手続きなしで新たな資格確認書を7月中にお届けしますので、届いた資格確認書を利用して受診してください。

④ 85歳以上の方

手続きなしで新たな資格確認書を7月中にお届けしますので、届いた資格確認書で受診してください。

マイナ保険証を普段から利用されている方は、これまでどおりマイナ保険証でも受診いただけます。

⑤ 75歳以上の方で普段からマイナ保険証を利用されている方

資格情報のお知らせをお届けしますので、これまでどおりマイナ保険証で受診してください。マイナ保険証での受診が難しくなった場合は、資格確認書での受診も可能ですので申請をお願いします。

⑥ 後期高齢者医療保険の被保険者でマイナ保険証を普段から利用されていない84歳までの方

手続きなしで新たな資格確認書を7月中にお届けしますので、届いた資格確認書を利用して受診してください。

このえケーブルテレビ月額使用料の減免申請を受け付けます

●お問い合わせ 未来デザイン推進課 ☎0973-76-3874

減免対象条件に該当する世帯(法人は対象外)は、このえケーブルテレビの月額使用料1,100円が全額免除もしくは半額免除(550円)されます。

▶対象世帯 令和8年度住民税非課税世帯であること

住民税非課税世帯とは その世帯の全員に住民税が課税されていない世帯。未申告者が世帯にいる場合は対象外です。

令和8年度住民税非課税世帯で、下記の条件を満たす場合

●全額免除	●半額免除
①～③のいずれかの手帳保持者がいる世帯 ①療育手帳(A判定) ②精神障害者保健福祉手帳(1級) ③身体障害者手帳(1、2級)	④または⑤を満たす世帯 ④世帯員全員が75歳以上の世帯 ⑤下記のいずれかの手帳保持者がいる世帯 ・療育手帳(B判定) ・精神障害者保健福祉手帳(2、3級) ・身体障害者手帳(3～6級) ・戦傷病者手帳 ・被爆者健康手帳

▶減免期間 1年間(令和8年8月分～令和9年7月分) ※減免の適用は申請をした月の翌月から

▶注意事項 審査の結果、減免にならない場合があります。あらかじめご承知ください。

▶申請方法 申請書を未来デザイン推進課まで提出してください。
(申請書は未来デザイン推進課(役場2階)窓口に設置しています)

宝くじの助成を受けて整備しました

●お問い合わせ 観光・地域振興課 ☎0973-76-3150



一般財団法人自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源としたコミュニティ助成事業を実施しています。この事業を活用して整備した備品には、本事業キャラクターの「クーちゃん」を表示するなど、多くの町民の方に知っていただけるよう広報紙で紹介しています。

今年度は、前辻二行政区と富迫下行政区で地区のコミュニティ活動に必要な備品(イス、テーブルなど)を購入しました。この事業により、地区の皆さんが集会所を利用しやすくなりコミュニティ活動が活性化することが期待されます。



前辻二行政区 毎月定例の夢サロンの様子



富迫下行政区 草刈り後の「さなばり食事会」の様子

消費生活相談員の資格試験受験料等を助成します

●お問い合わせ 住民環境課 ☎0973-76-3802

大分県では、将来の消費生活相談体制を担う人材を確保するため、令和8年度消費生活相談員資格試験合格者を対象に、受験に要した経費の一部を助成します。

資格取得を検討している方は、消費者庁が実施する講座等も活用しながら、ぜひチャレンジしてください。

なお、第一次試験は10月に大分市で開催されます。

〔補助対象者〕

大分県内在住の令和8年度消費生活相談員資格試験合格者であり、人材バンクへの登録を行うことが条件です。

〔補助内容〕

- ①受験手数料(事務手数料、払込手数料を除く)
- ②第二次試験に要する公共交通機関利用料金(上限1万円)
- ①と②の合計額に2分の1を乗じて得た額(1円未満の端数は切り捨てとなります。)

申請方法や補助条件等の詳細は、大分県ホームページをご確認ください。

■お問い合わせ

大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)

電話：097-534-2038 メール：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp



▲大分県 HP

第15回草原サミット・シンポジウムinここのえプレイベント わくわく×キッズスタンプラリー

●お問い合わせ 住民環境課 ☎0973-76-3802



期間内に対象施設を巡り、クエストをクリアしてスタンプをゲットしよう！
スタンプを集めて応募すると、抽選で豪華景品が当たります。
自然豊かな飯田高原を巡りながら、スタンプラリーをお楽しみください。
詳しくは公式サイトよりご確認ください。

■開催日

7月18日(土)～8月30日(日)

■場 所

九重ふるさと自然学校(九重町田野 1726-408、☎0973-73-0001)

長者原ビジターセンター(九重町田野 255-33、☎0973-79-2154)

大分県立九重青少年の家(九重町田野 204-47、☎0973-79-3114)

八丁原発電所展示館(九重町湯坪 601、☎0973-79-2853)

■お問い合わせ

第15回全国草原サミット・シンポジウム in ここのえ大会実行委員会
(九重町役場 住民環境課内)



▲草原サミット公式 HP

令和8年度「二十歳のつどい」について

●お問い合わせ 総務課 ☎0973-76-3800



二十歳を迎える皆様の門出を祝う「二十歳のつどい」を開催いたします。
なお、開催の予定等変更する場合は、最新の情報を随時、九重町ホームページに掲載していますのでご確認ください。

- とき 8月15日(土) 午前10時開会
- ところ 九重文化センター



▲九重町 HP

令和9年度採用玖珠郡育英会奨学生募集について

●お問い合わせ 公益財団法人玖珠郡育英会事務局 ☎0973-76-3816

本会では、経済的理由により修学困難な玖珠町・九重町出身の高等学校・大学及び専修学校等の学生を対象として、奨学金の貸与事業を実施しています。貸与を受けたい方は、次により出願してください。

応募資格

1. 玖珠町・九重町民であって、現に居住するもの。または、その子弟で、学校教育法または、その他法令に規定する高等学校・高等専門学校・大学・大学院・及び専修学校等に在学または進学予定の者。
2. 学業人物ともに奨学生としてふさわしい者。
3. 経済的理由により、学費の支弁が困難な者。
※専修学校等とは・・・専修学校・専門学校・各種学校・大学校で修業年限が1年以上のもので、学費を要するものをいう。

奨学金の貸与期間及び金額

1. 奨学金を貸与する期間は、正規の最短修学期間とする。
2. 奨学金は、下記の種類とする。(無利子)

高校生等	月額奨学金	15,000 円
	入学一時金	100,000 円
	短期留学一時金	200,000 円
大学生等	月額奨学金	20,000 円または 30,000 円
	入学一時金	200,000 円
	短期留学一時金	200,000 円

※奨学金のみ、一時金のみ、または併用可能とする。

採用予定数 予算の範囲内

出願期間	高校生等奨学金	令和8年7月1日(水)～令和8年10月30日(金)
	大学生等奨学生	令和8年5月1日(金)～令和8年10月30日(金)

出願先

九重町大字後野上8-1 九重町役場 教育委員会内 公益財団法人玖珠郡育英会事務局 (TEL:0973-76-3816)
この奨学金は、返還時に玖珠町・九重町の奨学金返還支援制度の対象奨学金です。
その他、詳しくは事務局までお問い合わせください。

あなたも原木しいたけ栽培の担い手になりませんか？ しいたけ栽培研修生募集

●お問い合わせ 農林課 ☎0973-76-3804

大分県では、生産量日本一を誇る特産品「原木しいたけ」の生産振興を図るため、しいたけ生産に興味のある方を対象に習熟度に応じた2つの研修を開催します。

しいたけ栽培への就業を検討中の方や就農後間もない方など、多くの皆様の参加をお待ちしています。

■研修概要

1. 基礎研修

計4回の研修会（講義・視察等）を通して原木しいたけ栽培の基礎を学びます。

開 講 時 期 : 8月～3月 ※各回、日曜日に開催します
第1回開催予定 : 令和8年8月30日(日)
研 修 場 所 : 県農林水産研究指導センター林業研究部きのこグループ(豊後大野市三重町)
募 集 人 員 : 40名程度

2. 実践研修

最大12日間、研修生在住地の近隣優良生産者の生産現場に通い、生産者から直接、技術指導を受ける実践研修

研 修 時 期 : 10月～3月のうち最大12日間以内
コース区分 : ①作業体験コース(未参入者※)、②技術習得コース
募 集 人 員 : ①作業体験コース(6名)、②技術習得コース(7名)
※作業体験コースの対象はしいたけ栽培に参入予定かつ63歳以下の方

■申込方法

下記振興局の林業・木材・椎茸班または九重町役場農林課にて「受講申込書」を記入し提出してください。

※申込締切: 令和8年7月31日(金)

■お問い合わせ

県振興局窓口 大分県西部振興局 農山村振興部 林業・木材・椎茸第二班 ☎0973-22-2585
大分県農林水産部 林産振興室 椎茸振興班 ☎097-506-3836

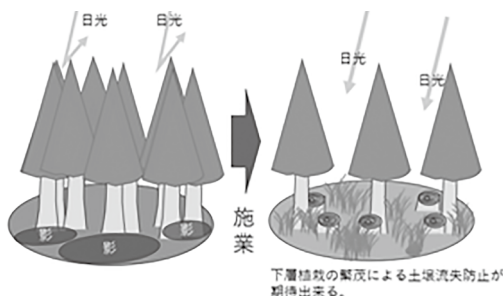
九重町森林経営管理意向調査実施について

●お問い合わせ 農林課 ☎0973-76-3804

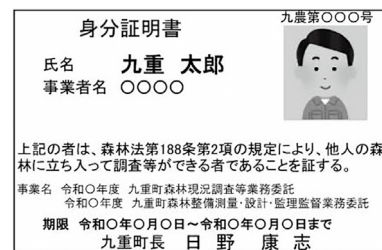
九重町では、令和6年度より森林環境譲与税を活用した、未整備森林対策事業を実施しています。

今年度も航空レーザー技術を活用した森林資源調査結果に基づき、整備が進んでいない森林を対象として、現地調査を実施します。実施面積は約49haを予定しております。対象の森林所有者の方には、現地調査後に今後の森林整備の意向確認を行いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、現地調査・意向調査については、(公)森林ネットおおいたに業務委託しており、調査員は「九重町森林調査員」の腕章を着用し、身分証明書を携帯して調査を行います。



▲「九重町森林調査員」腕章



▲調査員身分証イメージ

調査に関するお問い合わせは農林課畜産林業グループまでお願いします。

九重町産の野菜で食卓に彩りとおいしさを！

●お問い合わせ 農林課 ☎0973-76-3804

7月23日は天ぷらの日！ねぎの天ぷらを食べて夏を元気に！



1年で最も暑さが厳しい頃とされる大暑にあたる7月23日頃に、夏バテ防止のため栄養のある天ぷらを食べて元気に過ごそうという趣旨で天ぷらの日とされています。
また毎月23日は、こねぎの消費拡大を応援する日でもあります。
この夏、九重町産のねぎをたっぷり使って、おいしい天ぷらを作ってみませんか？
ぜひ、ご家族やご友人と一緒に、ねぎ天ぷらを楽しんでください！



<ねぎのかき揚げ>

お好みの大きさに切ったねぎとしらすに、衣をつけて揚げるだけで、サクサクの軽い食感としらすのほどよい塩気とうまいが合わさった風味豊かな一品です。

私たちの町と 選挙 第1回

投票所について一緒に考えましょう

●お問い合わせ 九重町選挙管理委員会 ☎0973-76-3825

今月から令和9年1月まで7回に亘って皆さんと一緒に「私たちの町と選挙」について考えるシリーズを掲載します。ご意見を交わしながら選挙について考えていきましょう！

選挙の際、皆さんが一票を投じる場所が投票所です。

九重町内には、当日投票所9カ所と期日前投票所1カ所の合計10カ所の投票所があり、これまで一部の投票所見直しや統合は行ったものの、全体の配置は数十年前から大きく変わっていません。

こうした状況の中で、九重町選挙管理委員会では、人口減少や高齢化が進むなかでも、皆さんが投票しやすく、投票率を維持・向上できる環境づくりを目指し、統廃合も含めた見直しを検討しています。

皆さんからのご意見を募集します！

九重町選挙管理委員会では、投票所の見直しを検討するにあたり、町民の皆さんのご意見を参考にしたいと考えております。回答30秒ほどのアンケートですので、是非ご協力をお願いいたします。

◆電話・窓口でもご意見を受け付けています。お気軽にご連絡下さい。(8月15日まで)



▲回答フォーム



「屋外での火の取扱いに注意しましょう」

問 玖珠消防署 警防係 ☎0973-72-2141

たき火等の小さな火でも、周囲に燃え広がり林野火災につながるおそれがあります。全国的にも、枯草等の焼却行為中、強風にあおられて付近の枯草等に延焼拡大する火災が多発しています。

火を取扱う際は、・火のそばを離れない ・消火用の水や消火器を準備する

・強風時や乾燥時は火を使用しない ・完全に消したことを確認する

・家庭ごみは燃やさない

また、枯草等の焼却行為を行う場合は、事前に「火災と紛らわしい煙又は火災を発するおそれのある行為の届出書」を玖珠消防署に提出をお願いします。

【九重文化センター 自主文化事業】

うしだき

か

牛抱せん夏独演会 ～ 怪談噺 ～

●お問い合わせ 社会教育課 ☎0973-76-3888

みんなで聞けば怖くない!?

暑い夏に、ちょっぴりひんやりする怖い話で涼みませんか?

今年の夏、九重文化センターに怪談師・牛抱せん夏さんがやってきます!

牛抱さんは、2010年関西テレビ「怪談グランプリ」で優勝した実力派の怪談師で、どの世代にもわかりやすく、親しみやすい語り口が人気です。

「怖いのはちょっと苦手・・・」という方も、みんなで一緒に聞けばきっと大丈夫!

■日時 令和8年8月23日(日)

■会場 九重文化センター ホール

■開場 13:30

■開演 14:00 (終了予定 16:00)

■料金 一般 500円 / 中学生以下 無料 ※全席自由席

■チケット販売 九重文化センター、各地区公民館
WEB予約、電話予約も可能です。



▲ Web 予約



『tibitto BASARE』始めました

●お問い合わせ 社会教育課 ☎0973-76-3888



長年親しまれてきた情報誌『BASARE』が、このたび『tibitto BASARE (ちびっとばされ)』として新たな一歩を踏み出しました。

「BASARE」は九重の方言で「たくさん」、「tibitto」は「少し」「ちょっと」を意味する方言です。

～～～ たくさんから、ちびっとへ。 ～～～

届け方は変わっても、届けたいものは変わりません。

九重で暮らす人たちの、その人らしい時間や暮らしの魅力を、ちびっとずつ丁寧にお届けしていきます。

記事は年間6回程度公開し、ホームページや SNS・LINE・広報このえと連携しながら発信します。

また、取材記事は年1回、総集編としてまとめ、全戸配布を予定しています。



メインページはこちらから
https://note.com/kokonoe_basare



BASARE もHPにて公開中です
<https://www.town.kokonoe.oita.jp/docs/2017011900067/>



やまなみハイウェイ Skyラン&ウォーク



開催日



2026年8月8日(土) 雨天決行(荒天中止)



スタート時間 8:00 ランニング / 8:05 ウォーキング START!

大会HPは
こちら!

申込期間 6月15日 ~ 7月23日

※大会当日の参加申込は受け付けません。
定員になり次第締め切ります。

申込人数 マラソン 10km/300名 ウォーキング 5km/100名

申込方法 インターネット申込みのみ。(RUNNET にてのみ受付)



イベントの実施に伴う通行止めのお知らせ

地域の皆様にはご不便をおかけし、大変申し訳ございません

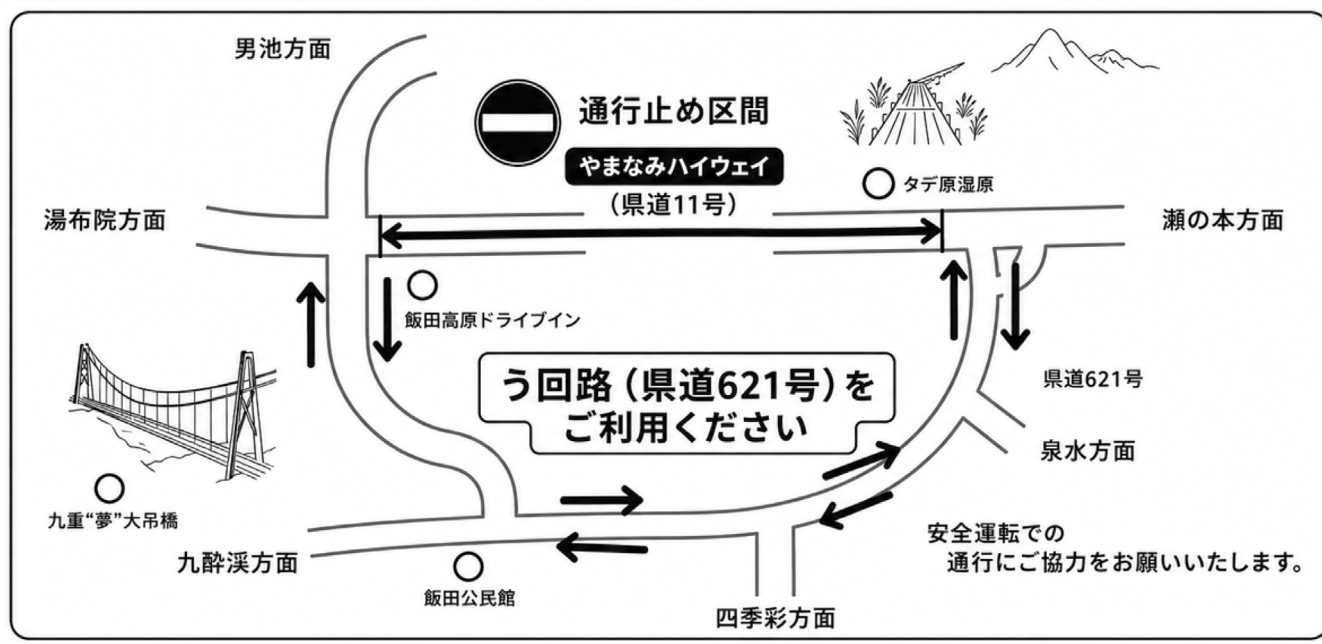
やまなみハイウェイ 交通規制・う回路案内図

全面通行止め

7:30~10:00

通行止め区間
飯田高原ドライブイン付近~長者原三差路

→ う回路(県道621号)
— その他の道路



お問い合わせ 社会教育課 ☎0973-76-3888